

特集 1

GHS・SDSのJISが変わる

～ JIS Z7252・JIS Z7253 の改定ポイントと 事業者における対応準備～(前編)

化学品管理子

Xアカウント:<https://x.com/kagakuhinko>
ウェブサイト:<https://kagakuhinkanriko.net/>

はじめに

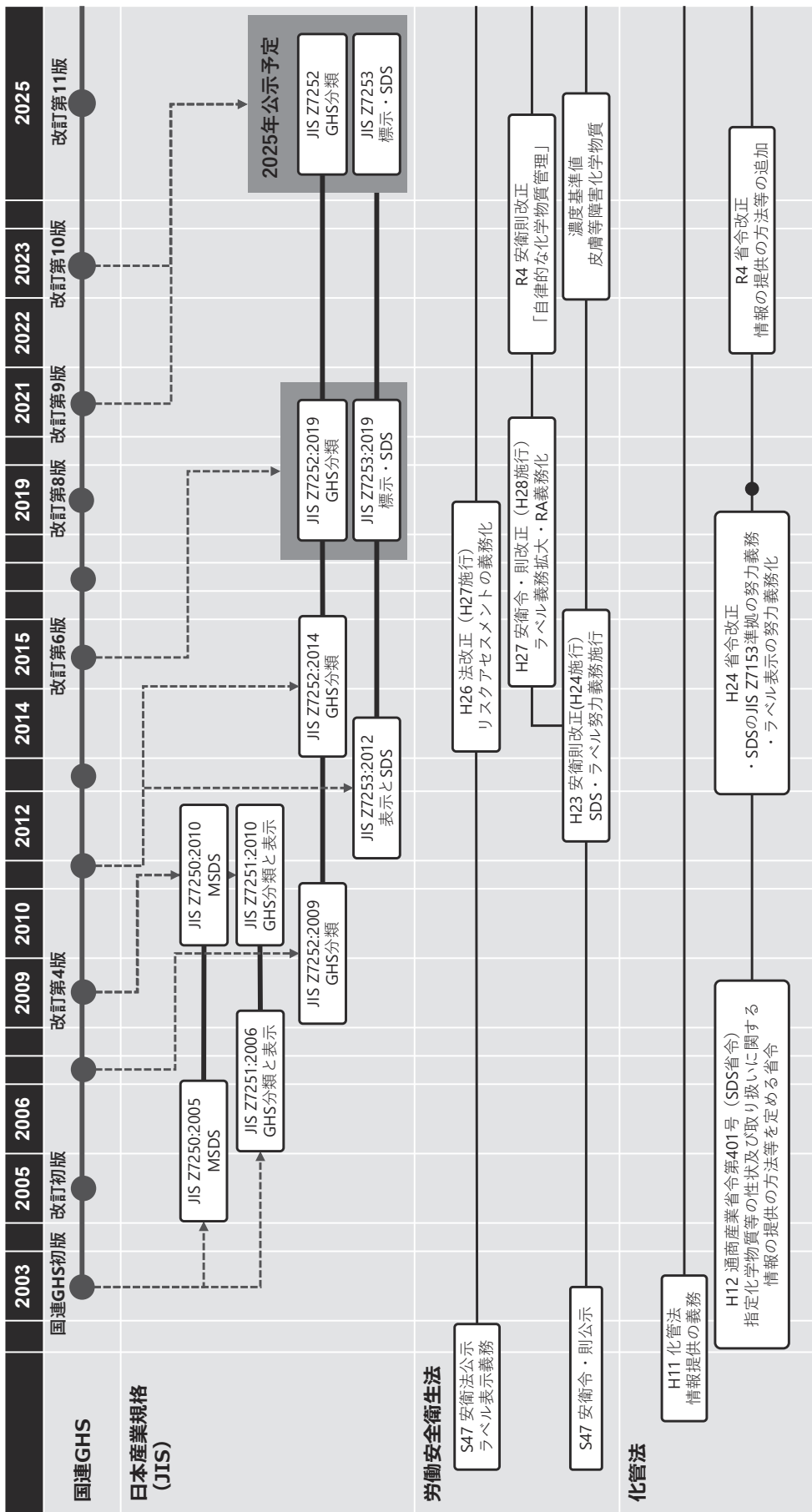
こんにちは。化学品管理子です。普段はX(旧Twitter)で活動しております。月刊化学物質管理では「化学品管理の基礎の基礎」を連載していますが、今月はそれをお休みして、大きな動きとなるGHSとSDSのJIS(日本産業規格)、JIS Z7252とJIS Z7253の改訂についてお話ししたいと思います。

図表1に、GHSとSDSのJISと国連GHS、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法の関係を示します。

JISは、産業標準化法第17条で「前回制定又は改正から5年を経過するまでに改訂の見直しをすること」が定められています。現行のJIS Z7252とZ7253は2019年に公示されました。今回の改訂は規格の見直し時期としても概ね妥当なタイミングと言えるでしょ

う。2019年版の前は少し間が空いていて、諸外国の規格と参照しているGHS文書の版が異なることから一部対応に混乱が見られました。これらのJISに限っては、もとなる国連GHSが2年に一度という驚異的なハイペースで改訂されていること、また労働安全衛生法を中心に国内の法規制も急速に改正が進められていることから、JISも改訂のたびに内容が見直されています。

今回は前編と後編に分けてJIS改訂の内容と事業者における対応準備についてご紹介します。JISは2025年12月頃の公示予定です。現在は意見募集の期間は終了しており本文の閲覧はできませんが、前編では意見募集時の案をもとに改訂の概略と対応準備についてお話しします。後編は、正式公示後に各変更点の詳細を「どのように確認したらよいか」という観点から紹介したいと思います。



図表 1 JIS Z7252・Z7253の改訂と国連GHS・安衛法・化管法との関係

1. JIS改訂の趣旨と法的裏付け

まず、SDSを発行する日本国内の事業者における、JISの準拠に係る法的根拠について確認する。

1.1 労働安全衛生法

労働安全衛生法関連では、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長名での通達(平成18年10月20日基安化発第1020001号 最終改正令和6年1月9日基安化発0109第1号)「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の中で、JIS Z7253:2019に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法令に規定する「容器・包装等に表示しなければならない事項」「文書交付等により通知しなければならない事項」を満たすこととされている。従って、労働安全衛生法における法定事項は、実質的にすべてJISに記載されている必要があるということになる。なお、本通達においてはJIS Z7253:2019と発行年が明記されているが、これはJISの改訂に伴い当然に改訂されるものと思われる。この通達の趣旨は、JIS Z7253に準拠していれば法的要件を満たすこととであり、安衛法ではJIS Z7253準拠以外認められないということではない。この点については実務上の対応で重要なポイントであり、後述する。

1.2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

化管法においては「指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年通商産業省省令第401号)(いわゆるSDS省令)」において、提供する性状及び取り扱いに関する情報についてZ7253に適合する記載又は記録、表示を行うよう努めるものとされている。この省令にはJISの発行年は示されていないものの今回JISが改正発効すれば現行のものは無効になるので当然に最新版のJISへの準拠に努めることが求められる。

1.3 その他の規制物質(毒物及び劇物取締法(毒劇法)含む)

毒劇法に規定する毒物及び劇物、火薬類取締法に掲げる火薬及び爆薬、高圧ガス保安法に規定する高圧ガスのほか、消防法及び安衛法で掲げる引火性液体や発火性、自然発火性、禁水性、酸化性、自己反応性、急性毒性、腐食性その他有害性を示す物質については「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針(平成5年3月26日厚生省・通商産業省告示第1号)」にて「化学物質安全性データシート」を交付して情報提供することが求められている。「化学物質安全性データシート」という用語は現在の「安全データシート」とは異なるが現在も有効な告示につき、「安全データシート」と読み替える。JISの準拠を直接的に示したものではないながら、「安全データシート」として文書を交付する以上、JISの規定に沿ったものにすることが望ましい。

2. JIS改訂概要と主な変更点(意見募集時点)

以下に、今回のJIS Z7252・Z7253の改訂における主な変更点を挙げる。変更の内容は、主に「国連GHS文書の改訂に伴う対応」と「JIS内容の見直し」に分けられる。前者は、GHS分類判定や区分の定義等の技術的なものを中心である。後者は、前回JISからの修正点や先に示した安衛法関連の改正に係る内容の追記等である。本記事掲載の時点ではJIS Z7252・Z7253とも公示前であり、以下の内容については確定情報ではないことに留意されたい。各項目の詳細については前編では触れず、後編で述べることにしたい。

なお、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害情報の伝達方法」は、本改訂版より「GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法」へと名称が変更になった。

2.1 JIS Z7252・Z7253 共通

● 切り替え猶予期間

公示後5年間。ただし、後述するように今回は危険有害性情報・注意書きの文言及び割り当て条件の変更が多く、発行済みSDSの多くが見直し・改訂の対象になる。また、この猶予期間の間にサプライチェーン全体でのSDS改訂を完了させる必要があり、特にサプライチェーン上流の事業者においては可能であれば前倒しでSDSの改訂を行い、交付することが望ましいであろう。

2.2 JIS Z7252 GHSに基づく化学品の分類方法

本規格は分類方法についての規格であり本規格の変更によって区分が変更になる物品がありうることに留意する。本規格の改正点は国連GHSの改訂に伴うものが大半を占める。爆発物については、国連GHS改訂第9版の見直しを反映しGHS区分が改めて定義されたほか、火薬類取締法との調和が進められた。

● 国連GHS文書改訂第9版(一部内容は改訂第10版参照)への対応

現行のJIS Z7252:2019とZ7253:2019は国連GHS改訂第6版を基本としているが、今般の改訂で国連GHS改訂第9版に準拠したものになる(※は改訂第10版を参照した改訂)。これによる主な変更点は以下である。

- ◇ 試験に伴う引用規格の改訂や文書の追加
- ◇ GHS分類の追加「加圧下化学品」
- ◇ GHS分類の定義の見直し「爆発物(国連GHS文書関連)」「鈍性化爆発物」
- ◇ GHS区分の変更「可燃性ガス」
- ◇ 急性毒性の分類判定における *in vivo* データの取り扱いについての追加
- ◇ 皮膚腐食性/刺激性・眼に対する重篤な損傷性※/刺激性・皮膚感作性※の各分類における *in vitro* / *ex vivo* 試験の使用の追加

● JISとしての内容見直し

一方、国連GHS文書の改訂とは別に、JISとしての内容見直しによるものを以下に挙げる。

- ◇ 「用語及び定義」の見直し(JIS Z7253と揃えた)
- ◇ GHS分類の修正「爆発物(火薬類取締法関係)」「自己反応性化学品(混合物)」

2.3 JIS Z7253 GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法 — ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

本規格はラベルとSDSの記載内容についてのものであることから、この規格の改訂は現在のSDSとラベルの内容の見直しに直結することが多い。ここでは、「ラベル・SDSの作成に関わる定義の変更」「ラベル・SDSの内容に関する変更」に分けて主な改正点について挙げる。

● ラベル・SDSの作成に関わる定義の変更

- 分類判定におけるJISと国連GHSの参照についての言及

JIS Z7253:2019ではいったん削除された「危険有害性クラスは、JIS Z7252を参照する。ただし、JIS Z7252にない危険有害性クラスについては、最新版の国連GHS文書を参照する。」が今回JISでは再び記載された。

- 誤えん有害性成分を含有する混合物の「SDSを作成する濃度」

SDSを作成する濃度について、「10%以上の区分1物質かつ40℃での動粘性率が20.5 mm²/s以下」から「1.0%以上」に引き下げられた。誤えん有害性を有する化学物質の混合物の分類は、「10%以上の区分1物質かつ40℃での動粘性率が20.5 mm²/s以下」の時に区分1であり従来と変更はない。つまり、これはGHS分類には影響しなくてもSDSを作成すべき場合があるということであり、やや注意が必要である。

● ラベル・SDSの内容に関する変更

➤ 危険有害性情報と注意書きの大幅変更

本件は今回のJIS改訂において最も大きな改訂ポイントとなる。危険有害性情報と注意書きは、各文言の変更と危険有害性区分の割当条件の変更があり、物品のGHS分類が変わらなくても従来と異なる危険有害性情報・注意書きが必要になる場合がある。

また、ラベル又はSDSに使用する注意書きについては運用が柔軟化された。ただし、注意を促す助言が弱まったり損なわれたりしてはならず、より多くの情報を確実に伝達させるための工夫を事業者を求めるものであると解される。もちろん、各種国内法令に従うことが求められる。

➤ SDS小項目名の見直しと運用の緩和

表D.1で定める小項目名について取り扱うものに誤解を与えない範囲で変更してよいとするもの。また、現在表D.1で定める小項目名で、項目名としてはやや冗長なものについてはいくつか改善がされた。職場のあんぜんサイト掲載のSDSや現在流通しているSDSにおいては、小項目名について必ずしもJIS Z7253:2019の表D.1と同じではなく、現状を踏まえた見直しであろう。

➤ 労働安全衛生法改正関連

労働安全衛生法関係法令の中で通知すべきとされた事項をJISにも反映し調和させたものである。

◇ 第1項 推奨用途と使用上の制限について

◇ 第8項 濃度基準値

◇ 第15項 法定名称の記載

➤ 緊急時応急措置指針番号

◇ 総務省と日化協が携行を推奨するイエローカードに記載する情報をSDSの第14項に記載してもよいとするものである。法的な強制力に基づくものではないが、可能であれば記載することが望ましい。なお、指針番号は米国運輸省(U.S. Department of Transportation)発行のEmergency Response Guidebook(ERG)に無料でアクセスして確認することができるほか、日化協・日本規格協会が和文の翻訳を発行している。

3. 事業者における準備(JIS公示前)

GHS・SDSに関するJISの改訂については実務に直結することから事業者における関心が非常に高い。特に、今回の改訂については危険有害情報及び注意書きの大幅な変更を含め、ラベルやSDSの記載事項の変更を伴う可能性がある。発行済みのSDSは全件改訂要否の確認が必要であり、おそらく多くの事業者にとって大半のSDSについて改訂・再交付が必要となろう。また、SDSの作成にソフトウェアを使用している事業者はソフトウェアの改訂後の発行になるため、相応の期間がかかると見込まれる。SDSの交付も確実にを行う必要があるが、ラベルの内容も変更になる場合がある。労働安全衛生法の通知対象に係る製品であれば、これらの業務については化学物質管理者の法定業務となっており、2025年5月には危険有害性情報の通知に係る義務違反には罰則を設けることになった(化学品管理子注:本件の施行時期については公布後5年以内に政令で定めることになっており、今回のJIS改訂の移行期間の終了前に施行される見込みです)。

本稿ではJISが公示されたら直ちにアクションを始められるように今からできる準備について例を挙げて述べてみることにする。いずれにしても、今回のJIS改訂対応については相当の労力を伴う作業が見込まれる。事業者におかれては、計画的に準備されたい。

【準備事項の例】

● SDS発行済み製品・商品のGHS分類見直し要否の確認

- ・ 現在自社で販売している製品・商品で「爆発物」等級1.6、「加圧下化学品」UN3500~3505に該当するものがないか認識しておく。
- ・ 混合物で有機過酸化物の区分を付けているものがあれば念のため自己反応性化学品の分類判定を今後見直すことを認識しておく。
- ・ 誤えん有害性を1%以上含有する混合物についてはGHS分類の変更はないがSDS作成の義務があることを認識し、該当するものがないか確認しておく。成分を記載することが望ましい。

なお、健康有害性については安衛則第34条の2の5第2項で5年に一度以上の頻度で分類見直しを行い、変更の必要性があればその事実を知った時から1年以内に改訂することになっている点も考慮しておく。

● SDS改訂の計画と代替の情報伝達手段の検討

- ・ 発行済みSDSの件数と改訂に必要な時間・工数を見積もり、改定計画を立てる。場合によっては体制構築を検討する。内容詳細の検討はJIS公示後に行う方がよい。
- ・ SDS作成にシステムを導入している企業においては、システム更新をベンダーと計画しておく。
- ・ SDS交付に1年以上かかることが見込まれる場合は、代替の情報伝達の方法も検討しておく。すなわち、SDSの形式でなくても文書の形で変更事項を通知することである。安衛法では、文書での通知が義務化されているがその文書の形式がJIS Z7253に準拠することを必ずしも求めない(JIS Z7253に準拠していれば安衛法の要件は満たす)。もちろんSDSの速やかな改訂ができる場合はそれが望ましいが、それが難しい場合には変更事項を先に文書で通知し、SDSが改訂されたら改めて交付することも検討しておくといいかもかもしれない。

● SDSの交付管理

- ・ 現在では、安衛法におけるSDSの交付方法の選択肢は増え、受領に関しては必ずしも相手方の承諾を必要としないことになっている(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(厚生労働省労働基準局長 基発 0531 第9号 令和4年5月31日))。ただし、本件については法第57条の2に定める化学物質の提供者の通知義務は変わらないことに注意が必要である。今回のJIS改訂にあたっては、多くのSDSについて

内容の変更を伴う改訂が必要になることが見込まれ、交付のやり取りが錯綜することも懸念される。

- ・ 事業者においては、「相手方の事業者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めた」ことを証明できるように、例えばホームページのURLを案内した送信メールの記録を残す等の形での交付管理を検討しておくといよい。

まとめ

GHS及びSDSに係るふたつのJIS、JIS Z7252, Z7253が改正される。事業者においては、自社の製品・商品への影響範囲を見極めたうえで、必要な対応について計画的に準備しておくことが求められる。特に、今回の改訂では危険有害性情報と注意書きに大きな変更があり、既存の文書の踏襲だけでは要件を満たさない可能性がある。これは、発行済みのSDSの実質的な再点検が求められ、業務量としても相当の負担となる。

本稿では、意見募集時点の案をもとに主な改訂点をあげ、必要な準備について概説した。後編では、公示されたJISの内容をもとに、どのような点検を行うかを中心に、実務対応について解説する予定である。

化学品管理子のアカウントはこちら!

Xアカウント→化学品管理子(@kagakuhiroko)
<https://x.com/kagakuhiroko>

ウェブサイト→化学品管理子.net
<https://kagakuhirokanriko.net/>